

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【公開番号】特開2007-92046(P2007-92046A)

【公開日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2007-014

【出願番号】特願2006-234251(P2006-234251)

【国際特許分類】

C 08 G 18/32 (2006.01)

C 08 G 18/10 (2006.01)

C 08 G 18/80 (2006.01)

【F I】

C 08 G 18/32 A

C 08 G 18/10

C 08 G 18/80

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月25日(2008.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

ヒドロキシル基を有するポリアミンは、少なくとも1つのヒドロキシル基を有し、かつ、アミノ基を2つ以上有する化合物であって、例えば、2-[(2'-アミノエチル)アミノ]エタノール(実施例の2-ヒドロキシエチルアミノエチルアミンに相当)、2-アミノエチルアミノプロパノール、2-(3'-アミノプロピル)アミノエタノール、3-(2'-ヒドロキシエチル)アミノプロピルアミンなどのアミノC2-6アルキルアミノC2-3アルキルアルコールなどが挙げられる。これらヒドロキシル基を有するポリアミンは、単独または2種以上併用してもよく、好ましくは、2-[(2'-アミノエチル)アミノ]エタノールが挙げられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

なお、基材フィルムは、单層フィルムであってもよく、樹脂フィルムの積層フィルムであってもよい。また、樹脂フィルムと、他の基材フィルム(アルミニウムなどの金属、紙など)との積層基材フィルムであってもよい。